

青森県報

第千九百二十八号

平成十三年十月一日(月曜日)

青森県告示第五百三十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木村守男

一 開催期間

平成十三年十月二十九日から同年十一月十六日まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)

二 開催場所

青森県畜産試験場(上北郡野辺地町)

家畜改良センター奥羽牧場(上北郡七戸町)

青森県肉用牛開発公社繁殖牧場(上北郡横浜町)

三 講習人員及び受講対象者

十五人以上。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工授精講習会修業試験に合格した者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて平成十三年十月十五日までに所轄の

目次

告 示

- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二

公 告

- 肥料登録の有効期間の更新……………(農林水産政策課) ……三
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(青森土木事務所) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(弘前土木事務所) ……四
- 出先機関……………(土和土木事務所) ……四
- 道路の位置の指定……………(土木事務所) ……四
- 教育委員会……………(教育委員会) ……五
- 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(職員福利課) ……五

告

示

家畜保健衛生所長に提出すること。
六 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の家畜保健衛生所で交付する。
- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第五百三十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡三戸町大字川守田字宇藤坂七三の三八、七三の三九
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百三十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡田子町大字相米字野月五九の三
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百三十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡三戸町大字貝守字深山一の一三、一の一〇一、一の一三〇から一の一三六まで、一の一三九、一の一四一から一の一四四まで、一の一四六、一の一四七
- 二 保安林指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字貝守深山一の一四二(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十三年九月二十一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 二八八号	肥料の 種類 混合有機 質肥料	肥料の 名称 混合有機北 海フイッ シヨペレ ット特 三号	保証成分 窒素全量 リン酸全 量五・〇 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者 の氏名 又は名称 及び住所 株式会社 五光 東津軽郡 平内町大 字外童子 字滝ノ沢 一三番地 一三
青森県第 三三三三 号	混合有機 質肥料	日紅ぼか べレ一 号	窒素全量 リン酸全 量五・〇 加五・〇 里一・〇 全量〇	公定規格 のとおり	同上

青森県第 三三二七 号	甲殻類質 肥料粉末	カニガラ	窒素全量 四・〇 リン酸全 量五・〇 〇
-------------------	--------------	------	----------------------------------

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、田舎館地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

縦覧に供する書類

- 一 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年十月二日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所
田舎館村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 大矢建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 大矢進
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野沢字川部六三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第九一〇一号
- 五 取消年月日 平成十三年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十三年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社センガ
- 二 代表者の氏名 神山安弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市桂木三丁目二の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一〇）第一六四四一号
- 五 取消年月日 平成十三年八月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年八月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 角田建具製作所

- 二 氏名 角田 十九男
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字笹森町三七番地五一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一六二五三号
- 五 取消年月日 平成十三年九月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年九月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田土木事務所告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月一日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市日の出一丁目九四の二三二九	二六・二四メートル	六・〇〇メートル	平成 一三・九・二四

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十一号

昭和五十七年十二月二十五日青森県教育委員会告示第十一号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十三年十月一日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 表彰状、感謝状及び賞状で一度に印刷する枚数がおおむね百枚以上であるもの